

第6回 総務文教委員会記録

1 日 時 令和2年12月14日(月) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 八 木 清 美
副 委 員 長 霜 鳥 榮 之
委 員 佐 藤 栄 一

委 員 天 野 京 子
" 高 田 保 則
" 岩 崎 芳 昭

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 関 根 正 明

7 説明員 10名

副 市 長 西 澤 澄 男
総 務 課 長 平 出 武
企 画 政 策 課 長 葭 原 利 昌
財 務 課 長 平 井 智 子
市 民 税 務 課 長 大 野 敏 宏

教 育 長 川 上 晃
こども教育課長 松 橋 守
幼 児 教 育 係 長 上 田 か お り (所管事務調査から)
生 涯 学 習 課 長 鴨 井 敏 英
妙 高 高 原 支 所 長 松 岡 孝 一

8 事務局員 2名

局 長 築 田 和 志

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

- 議案第 76 号 妙高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例議定について
議案第 77 号 妙高市入湯税条例の一部を改正する条例議定について
議案第 78 号 妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例議定について
議案第 82 号 指定管理者の指定について (新井中央小学校区放課後児童クラブ)
議案第 83 号 指定管理者の指定について (妙高高原体育館)
議案第 84 号 指定管理者の指定について (妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター及び妙高市図書館)
議案第 85 号 指定管理者の指定について (関川関所道の歴史館)
議案第 86 号 指定管理者の指定について (姫川原コミュニティスポーツセンター)
議案第 102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第10号)のうち当委員会所管事項

10 所管事務調査

霜鳥 榮之委員

1 市内保育園及びこども園における実態について

高田 保則委員

1 妙高市歴史文化基本構想について

○委員長（八木清美） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

議案第76号から議案第78号の条例関係3件、議案第82号から議案第86号の指定管理者の指定5件、議案第102号の所管事項の補正予算1件の合計9件であります。

議案第76号 妙高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例議定について

○委員長（八木清美） 最初に、議案第76号 妙高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） それでは、お願いします。

議案第76号 妙高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例議定について御説明申し上げます。

議案第76号参考、条例の概要5枚目にありますけれども、そちらのほうを御覧ください。本案は、業務の高度化、専門化の進展に伴い、企業版ふるさと納税の仕組みなどを利用し、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を活用すること、一定期間の業務量増加などに対応することを目的とし、任期付で専門性を備えた人材などを採用することができるよう、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例を制定したいものであります。

そちらの概要の中の表を御覧ください。表のところですが、任期付で採用できる職員としまして、条例の行にありますけれども、条例第2条第1項において、高度の専門的知識や経験を必要とする特定任期付職員、条例第2項において、専門的な知識や経験を有する一般任期付職員のほか、条例第3条において、法第4条に基づき一定の期間内に終了する業務や一時的に業務量の増加が見込まれる業務に従事する4条任期付職員を定めております。勤務につきましては、常勤勤務のほか、条例第4条において、短時間勤務も可能であるとしております。任期については、法律において特定任期付職員及び一般任期付職員は5年以内、4条任期付職員は3年以内と定めていますが、条例第5条において、終了見込みの業務が延長されるなど、特に必要な場合は3年を5年とすることができる任期の特例、議案の条文のほうに戻っていただきます。1枚目になります。1枚目の裏のですね、下段になりますけれども、条例第6条になります。条例第6条で任期を更新する場合は、本人の同意が必要であることを規定しております。

続きまして、その下の条例第7条におきまして、特定任期付職員はその専門性にふさわしい給与を支給することができるよう、法に準じた額や業績手当の支給に関する特例を定め、条例第8条においては、特定任期付職員には扶養手当や勤勉手当などを適用除外とするよう規定しております。

次に、附則のほうの説明をさせていただきます。本条例の施行を令和3年4月1日からとするとともに、妙高市職員の勤務時間、給与、休暇等に関する条例、次に妙高市職員の育児休業等に関する条例、妙高市一般職員の給与に関する条例、妙高市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の4つの条例について、任期付職員の勤務時間や公益法人等への派遣など、関連する規定について改正を行っているものであります。

以上、議案第76号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第76号に対する質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） この条例、この前のときの課長の説明で、受皿として整備したものというような形での答弁がありましたけども、妙高市の現状からして、防災とかまた危機管理、そこら辺の専門的な人員、それからまたこれからITとか、デジタル化、そこら辺のですね、SE、いわゆるシステムエンジニア、そこら辺がですね、やっぱり人材活用としては必要だと思うんですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えさせていただきます。

今委員御指摘の人材もありますし、そのほかにですね、観光を専門にエージェント等ですね、営業等をしていただける方とかですね、そういった方を想定していること、それとあと一時的に業務量が増加する、例えばですけども、先般行いました国体ですとか、インターハイとか、そういったようなときに使用する、あるいは今後ですね、三、四年の間ですね、特定のプロジェクトがありましたら、そういうときにですね、任期付の職員を採用すると、そういったことは想定しております。

○委員長（八木清美） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第76号 妙高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号 妙高市入湯税条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第77号 妙高市入湯税条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（大野敏宏） ただいま議題となりました議案第77号 妙高市入湯税条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年1月1日に施行される租税特別措置法等の改正に伴い、延滞金の特例措置として算出する際に用いる特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に変更するほか、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定するため、条例を改正するものであります。

なお、この改正による延滞金割合等の変更はありません。

以上、議案第77号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第77号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第77号 妙高市入湯税条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号 妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第78号 妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第78号 妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例議定について御説明を申し上げます。

議案第78号、議案第78号参考の新旧対照表を御覧ください。本案は、さきの議案第77号と同様に、租税特別措置法等の改正に伴い、延滞金の特例措置として、算出する際に用いる特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に変更するほか、計算の前提となる割合を平均貸付割合と規定するため、条例を改正するものであります。

なお、この改正による延滞金割合等の変更はありません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第78号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第78号 妙高市奨学金貸付条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第82号 指定管理者の指定について（新井中央小学校区放課後児童クラブ）

○委員長（八木清美） 次に、議案第82号 指定管理者の指定について（新井中央小学校区放課後児童クラブ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第82号 指定管理者の指定について（新井中央小学校区放課後児童クラブ）について御説明を申し上げます。

議案第82号、議案第82号参考を御覧ください。本案は、現在特定非営利活動法人ゆめきゃんぱすが指定管理を行っております新井中央小学校区放課後児童クラブについて、令和3年3月末日をもって指定期間が満了となりますが、業務状況について適切に管理されており、特に問題など発生しておらないことから、引き続き指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第82号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 参考資料のところには収入額があるんですが、差引き収支がこれ3年連続でゼロになっているんですが、これまるっきり管理委託料なんですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 収入につきましては、利用料ということで、基本的にはその分を差し引きまして、指定管理料なり補助金を出すものですから、収支についてはゼロというような形になります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて、この中央小の1日平均何人ぐらいの子供がここで関わっているんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 新井中央小学校の児童クラブの登録人数につきましては、4月1日で86名になっておりますけれども、実際利用する児童につきましては、86名全員が一遍に使うわけではなくて、学年によって上がってくる時間等も変わりますので、また家庭の事情によって使わない児童もおりますので、実際にはこのうちの60から70人ぐらいが利用しているというふう聞いております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 多分低学年、中学年、高学年によって、ここに来る時間、要するに学校が終わる時間が違ってくるんで、非常にその辺では担当されるゆめきゃんぱすさんも大変じゃないかなと。その都度生徒来て、宿題をやったり、早く遊んでいたりして、まとめるのは大変だと思うんですけども、これに対して職員さんは何人ぐらいで対応されているんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基準がございまして、職員につきましては、6人で対応しております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今年の問題なんですけど、今年是这样いったコロナということで、利用者数も減っているんじゃないかなという気もするんですが、その辺のコロナの影響というのは出ているんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 利用者数については、やや微増となっております。コロナの影響で、年度当初は使用を差し控えていただいたりしましたがけれども、その後利用者、それから施設のほう、双方で対応を取りまして、通常どおりの活動というふうになっております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第82号 指定管理者の指定について（新井中央小学校区放課後児童クラブ）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 指定管理者の指定について（妙高高原体育館）

○委員長（八木清美） 次に、議案第83号 指定管理者の指定について（妙高高原体育館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） ただいま議題となりました議案第83号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末日をもって指定管理者の指定期間が満了となる妙高高原体育館について、スポーツメディア株式会社を指定管理者として指定したいものであります。妙高高原体育館につきましては、平成29年度に供用を開始し、その指定管理者の指定に当たっては公募を行い、本年度末までの4年間の指定管理を行ってまいりました。この指定期間が満了となることから公募を実施したところ、2事業者から応募があり、指定管理者選定委員会を開催し、応募のありました事業者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施後、評価結果に基づき選定を行った結果、スポーツメディア株式会社の提案が施設の目的に沿った適切で効果的な管理運営が期待できると判断したことから、指定管理者の候補として選定したものです。

以上、議案第83号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第83号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先般本会議の中で説明あったときにも、たしかこの質疑はあったと思うんですけども、30年度と元年度の関係で、利用者数が減っているんですけども、収入支出の関係が増えているんですね。収支は当然そこでもって少なくなっているという位置づけなんですけども、市外の利用者も云々という話があったんですが、この辺の実態についてお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 平成30年度と令和元年度を比較しますと、利用人数で約3000人減少しておりますが、利用件数のほうはほぼ変わらないということで、主にはですね、アリーナの利用人数が減っているんですけども、これにつきましては、収入の多くを占める合宿なんですけども、この件数は増えているんですけども、利用団体の個々の人数が減ってきているという昨今の状況がございまして、利用人数は減少しているんですけども、利用料収入は上がっているというような状況になるというような状況になってございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 団体云々で、例えば個人でもって市外の人利用というのは、実態はどんなになっていますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 主に市外の利用は、プールの利用が多うございまして、近隣の信濃町、上越市からの利

用が多いというふう聞いてございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 公募して2事業者が応募してきたということで、スポーツメディアさんは結構あちこちでもいろんな施設をやっているんですけど、もう一社というのは、基本的にどのような内容で、ほかでもやっている事業者なのかちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） もう一社はですね、日本水泳振興会、それから新潟ビルサービス共同事業体ということで、2つの事業者が共同体を組んで出てきたというところでございます。主には県内のスポーツ施設、それから様々な公民館的な施設についても、管理運営をしているような状況になってございます。この公募の2事業者につきましては、選定委員会の中でプレゼンテーション、それから確認をする中で、現実的な管理体制というんでしょうか、管理の受付、それから監視含めた管理体制がスポーツメディアのほうが優れていたという部分があったので、スポーツメディアのほうを選定させていただきました。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点だけちょっと確認させてください。

いわゆる水中運動等の指導ということで、質の高いサービスということで、非常に利用者の皆さんからも人気があるんですけども、いわゆる有資格者というのは何人いらっしゃるのか、そこら辺についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 水中運動を指導する有資格者が2名、それから健康保養地プログラムを運営するヘルスケアリーダーを持っている職員が2名というような体制でございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第83号 指定管理者の指定について（妙高高原体育館）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号 指定管理者の指定について（妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター及び妙高市図書館）

○委員長（八木清美） 次に、議案第84号 指定管理者の指定について（妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター及び妙高市図書館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 議案第84号 指定管理者の指定について（妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター及び妙高市図書館）、ただいま議題となりました議案第84号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末をもって指定管理期間が満了となる妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター、妙高市図書館について、引き続き現行の公益財団法人妙高文化振興事業団を指定管理者として指定したいものであります。

公益財団法人妙高文化振興事業団は、昭和57年に妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンターを管理運営する団体として設立され、当該施設の開館以来、当市の文化振興の中核として、管理運営と事業推進を進めてきており、平成18年度からは図書館についても指定管理を行う中で、これまでの実績とノウハウを生かした効率的な管理運営が見込める団体であります。

以上、議案第84号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第84号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 収入額の件なんですけど、非常にこれ文化ホールもコミセンもみんなの貸し館で収入があると思うんですけど、これも委託料とそれから使用料の差引きで委託を出しているのか、その辺の収入の内容を少しお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 収入額につきましては指定管理料、それから貸し館に伴います施設の使用料収入が主でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 結構社会教育団体等で減免になっていると思うんですね。その差額というのは、どのような取扱いになっているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） いわゆる社会教育登録団体の減免、それから公共施設、学校で使う部分の減免につきましては、使用料のほうから除外をさせていただいておまして、過去3年間の使用料収入の平均を収入見込みということで、指定管理の積算をさせていただいてございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） もう一点。この財団自身には、自主財源というものは持っているのでしょうか、それとも全額委託料だけで運営されているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 財団につきましては、設立当初基金を持ってございまして、その基金の運用益を活用し自主事業を行っているということで、その部分での利益があれば、それは財団としての自主事業の利益ということになるというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 確かに基金1億3000万ほどあったと思うんですが、これは正直言って、自治体のほうから出しているお金と企業からももらって設立されてきていると思うんですけど、この基金については、運用は正直言って今どれだけ利益が出ているか分かんないんですが、今後この基金というものを積み増すのか、取り崩すのか、そういう本体を構うというか、そういった計画とか考えがとおりでしたらちょっと聞かせていただきたいんですが。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

基金につきましては、財団のほうで管理運営をしているお金ということではなっているんですけども、先般の35周年記念のオペラですかね、こういった特別のですね、記念事業につきましては、そういった基金を取り崩した中で事業展開をするというようなこともあるということで、健全な指定管理者としての団体としての管理運営の中で、必要な財源を確保できない場合に使うような形で検討がされているというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1点だけお願いします。

どうも私はあまり利用の関係は分からないんですけども、利用者数がかなり減っているんですけども、収入支出の関係は増えているといいますか、収入が増えているという、こういう状況なんですけども、この主なものはどんなことなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 平成30年度と令和元年度を比較しますと、主に文化ホールとコミュニティセンターの利用人数が非常に大きく落ち込んでおりますけども、これにつきましては、平成30年度に開催された大規模なイベント、コンサートでしょうか、例えば大阪桐蔭の吹奏楽コンサートをはじめとしたそういった事業、それから先ほどちょっとお話しした文化ホール開館35周年記念のオペラ「景虎」でしょうかね、こういった事業が令和元年度なかったということで、人数のほうは大きく減少しているというような状況になります。

それから、金額につきましては、収入の部分で上がっておりますが、これは指定管理委託料を積算する際に、消費税が8%から10%に増えましたので、そういった部分での金額が大半を占めているというような状況になっています。

○委員長（八木清美） ほかに。

[委員長、副委員長と交代]

○副委員長（霜鳥榮之） じゃ、委員長交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 図書館の件について、妙高市図書館のほうについてお聞きします。

ここ数年の利用者の推移についてですが、3年間ですね、少しずつ減ってはいるんですが、今年度、2年度についての利用、コロナ禍の関係もありますが、どのようになっているか、お聞きします。

○副委員長（霜鳥榮之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 昨年度と今年度ですね、直近ですと10月末までちょっと数字をいただいているんですが、図書の出しで比べますと、令和元年度が約5万5000冊、本年が約4万6000冊ということで9000冊ほど減少していると。ほかのCDとかですね、そういったものを含めた全体の中では、令和元年度が約6万4000件、今年が5万4000件ということで、約1万件減少しているということで、これは年度当初にですね、閉館をさせていただいたという部分が大きな影響を受けているというふうに考えております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 今年行ったコロナ対策については、どのようかお聞きします。

○副委員長（霜鳥榮之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） まず、ちょっと年度またぎますけれども、コロナが非常に問題視されました3月から小・中・高校生の利用を制限したと。それから4月の9日、緊急事態宣言の対象区からの利用についての利用制限ということでさせていただきました。それから4月の22日から5月の31日までを一つの休館として定めただけですが、その後市民からの要望等々がございまして、5月の13日から一部制限はありますけれども、こちらのほうで再開をさ

せていただいたということで、その際に皆様方をお願いしたのは、利用は市民の方に限るという部分、それから貸出し、入館の際にはですね、検温とそれから記名ですかね、これをしていただいたということとアルコール消毒をしていただいたということ、それから施設内はですね、ソーシャルディスタンスを保つようにということで、閲覧台の椅子を間引いたり、紙を張ったりして、利用人数を制限するあるいは館内の消毒ですかね、につきましては2時間ごとに人が使った机、椅子、それから人の手の触れやすい書棚などを消毒をしてきたということにさせていただいてございます。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 対策について、私も数日間返却された本については、別室にて消毒しているということもお聞きしております。大変な作業だと思います。ただですね、運営上市民からの苦情等なかったかどうか、お聞きします。

○副委員長（霜鳥榮之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

5月の13日から再開をさせていただいたんですが、やはり入り口でですね、一々お名前を書いていただくという作業というんでしょうか、それと閲覧台が非常に少なくなったということで、滞在する時間、人数がですね、減ったということで、何とかならないかというようなお話も二、三いただいた状況もございまして、コロナをですね、妙高市は絶対出さないんだという当市の強い気持ちの下に対応させていただいておりますので、そういったことをお話をさせていただいて、利用者の皆様に御理解をいただいたというふうな状況でございます。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 規定の中にですね、条例の中に第4条としまして、図書館の休館日を設けてございます。毎年12月28日から翌年の1月3日まで休館日を設けておりますが、今年度は特別なのでしょうか、27日からの休館になっております。学生が利用するに当たって、非常に冬休み利用したいという希望もあるんじゃないかと推察されますけれども、他市との状況とも併せてその辺はどのような状況かお聞きします。

○副委員長（霜鳥榮之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 今ほどお話がありました図書館の休館日につきましては、12月の28日から1月の3日ということで定めてございますが、本年度につきましては、今ほどお話がありました図書の消毒作業、こういったものもずっとやってくるんですが、今回コロナ禍が第3波を迎えてきているという中で、新しい年からの図書の貸出しを市民の皆様から安全、安心にさせていただきたいということで、館内清掃も含め、児童図書などのそういった利用頻度の高い書物等々ですね、消毒作業を実施したいという申出がございましたので、前の日27日も休館ということでさせていただいて、対策を徹底して御利用いただくというような状況になってございます。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 事情はよく分かりました。ただ上越市、糸魚川市の状況はどのような状況かお聞きします。

○副委員長（霜鳥榮之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 聞き及んでおりますのは、上越市それから糸魚川市につきましても、例年どおりの年末年始の6日間のお休みということで聞いてございます。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） そうしましたら、今年度は特別ということで理解してよろしいでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 新しい年からですね、安全、安心に図書の貸出しをしていただくという、そういった部

分も含めまして、今年は特別ということで御理解をいただきたいと思います。

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 文化ホール、コミュニティセンターの設備について、ちょっとお聞きしたいと思います。

昭和57年にとのことですので、かなり老朽化も進んでいる部分もあるかと思っておりますので、トイレとか空調等の修繕を申し出られているという実績がありますでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 文化ホールにつきましては、確かに建設から年数がたっておりますが、ちょっと今手元に資料ないんですけど、トイレにつきましては、洋式改修を1度改修をしているというような状況になってございますし、過去には文化ホール自体の大規模改修もですね、実施しております。ただ、それからまた年数が過ぎておりますので、今後近いうちにですね、文化ホールの大規模改修計画、そして大規模改修の実施というようなことを計画していくというような状況でございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 1階部分で、やはりトイレに関しては洋式が必ず1基ないと、年配の方2階までは上がらないわけですから、まずそこを点検していただきたいなと思うんですけども、その点今各トイレに必ず洋式があるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 洋式トイレは各トイレにあるというふうに認識をしているんですが、いわゆる今風のといえますか、ウォシュレットですね、それから便座が暖かくなるというんでしょうかね、そういった部分がないものについてはあるというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 実は私、自分で料理教室をよく主催するんですけども、非常に料理教室をやるには、あの調理室は便利なんですけど、調理器具がですね、かなり老朽化していて、家から自前で持ってきてくださいという連絡をしないといけないぐらいな状況になっております。そういう点は、市のほうでしっかりと把握をされて補給していただける体制になっているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 総合コミセンの2階の調理室のことでよろしいでしょうかね。すみません、調理器具の老朽化というのは直接私ちょっと聞いていないんですが、指定管理者のほうからも更新のですね、優先順位の高い部分の改修というのは、ちょっと上がってきていないというふうな状況もございますので、再度今はそういったお話もありましたので、指定管理者のほうに確認をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第84号 指定管理者の指定について（妙高市文化ホール、新井総合コミュニティセンター及び妙高市図書館）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号 指定管理者の指定について（関川関所道の歴史館）

○委員長（八木清美） 次に、議案第85号 指定管理者の指定について（関川関所道の歴史館）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） ただいま議題となりました議案第85号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末をもって指定期間が満了となる関川関所道の歴史館について、新たに北国街道大字関川振興協議会を指定管理者として指定したいものであります。北国街道大字関川振興協議会は、現在の指定管理者である大字関川振興協議会から令和3年度からのより効率的で効果的な関川関所道の歴史館の運営管理を目指して設立された団体であり、職員も現指定管理者から引き継ぐことで、十分な体制を確保するとともに、地元や関係団体と連携しながら、地域が一体となった管理運営が期待できるものであります。

以上、議案第85号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第85号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 事業計画の概要のところなんですけども、入館者の増加に向け、周辺の観光施設等と連携を図りながらというふうにあるんですけども、その周辺の観光施設との連携というのは、どのような形になっているのか。それから、今課長説明ありましたように、この振興協議会は新たなその辺のところの云々というのがありましたけども、その辺含めていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 周辺の観光施設等との連携ということで、これまでも温泉場の宿泊施設の皆さんと連携したお客さんを連れてきていただける取組というのものもやっておりましたが、今後そういったものも引き続き行う中で、現在市内のですね、そういった文化団体の皆様との連携協議会に参画をする中で、一施設だけではなく、他の歴史文化の資料のですね、案内をしながら、関川関所に連れてくるような、そういった点から線、面にという、そういった取組を今後展開していきたいというふうなことを聞いております。

それから、団体の関係につきましては、組織の中に、関川地区の北国街道協力会という団体、研究会というか、組織があるんですけども、そういった方を新しく役員に追加し、協議会のですね、体制を充実させているというふうな状況になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここはね、そういうこととということでもって、恐らく地元のというか、そういう絡みの中でもって周辺の観光施設という位置づけだというふうに思うんですね。これは関連なんですけども、生涯学習課としての周辺の観光施設という、こういうところも点から今線、面にという話があったんですけども、その辺の連携等というのは、この分野の中では視野に入っているのかいないのか、あるいは商工観光との絡みもあるんですけども、そういう面での面というような位置づけでもって発展させるという、そういう視野にあるかどうか、その辺の考え方がいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 今ほどお話がありましたとおり、市内の様々な歴史文化資源、それからそれを案内するガイドの皆さんとのですね、協議会に先般おもてなしたいという組織が立ち上がったんですけども、そこに関川所道の歴史館につきましても参画しているというような状況の中で、そういった部分でのですね、ストーリー性を持たせたといいますか、滞在時間を長くさせるような取組の中で、お客様を連れてこようというような取組をしているというような状況にあります。

それから、観光面での連携につきましては、これまでインバウンドの対応ということで、関所なんかおもしろいんじゃないかというようなお話も聞いておまして、そういったところで案内をする通訳というんでしょうか、そういったものも育成しなければいけないねというようなお話もさせていただいたんですが、今回こういった状況の中で、海外からのお客様というのは非常に厳しいというような状況もありますが、今後そういったものについても検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これも関連なんですけどね、市当局から中心になってやってもらわんとつながらんというふうに思うんですが、この歴史文化云々という形で見えいったときに、例えばなんですけど、関山宝蔵院の関係とか、斐太遺跡の里とか、こういうところのね、関連で、それぞれの団体とのつながりを取った観光というか、誘客というか、その辺のところはこれは当局がね、そこへ入らんとつながっていかないことだというふうに思うんですけども、そのような関係でもって発展させるその辺の計画、考え方がいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

これまでも関所、それから斐太、それから関山宝蔵院、関山神社、それから世界かんがい遺産の上江用水等々ですね、そういった部分の皆様方の団体がお互いの資源を今後見学をして、意見交換をするというようなことを昨年、一昨年からずっとやってきているんですけども、そういったものについて、市のほうとしても支援をさせていただいておりますし、ボランティアガイドのですね、レベルアップですとか、そういった研修会、講習会のほうにもですね、要望に応じて参加をさせていただいたり、こちらのほうからそういった講習会を開いたりというようなことで、支援をさせていただいてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） これは、いわゆる大宇関川振興会から特化するということで、市民団体ができたということですが、今まで振興協議会は、関連する大石邸だとか、ろうそく屋さんだとか、それから下町神社、大杉、あの辺の管理もやっていたわけですけども、この団体はその守備範囲といいますか、管理範囲はどの辺まで行うんでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

今ほどおっしゃられたように、関所を中心とした大宇関川地区でしょうかね、そこにある関連資源の管理、それから誘導看板の設置等々ですね、そういったものも引き続いて実施するというところでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今度は、多分この振興協議会の身分はどういうふうな形、NPO法人なのか、単なる任意団体なのか、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 現状の中では、組織としては任意団体ということになってございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それで、今の大字関川振興協議会の範囲を恐らく引き継ぐんでしょけども、この6名というね、この人数で果たして足りるかどうか、今までも振興協議会の中でも、大石邸だとか、ろうそく屋さんとかという、それから豊田家ですかね、その辺の管理はなかなか実際は活動できていなかったんですよ。大石邸なんかは、関所祭りのときにはね、一部やるんですけど、そのほかの豊田家だとか、ろうそく屋とか、そういうものはほとんど活動の中に入っていないわけなんですけど、いわゆる振興協議会大勢いる中のそういう中ですけども、6名という中で果たしてどこまで管理ができるかということをちょっと疑問なんですけど、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

団体の役員構成といいますか、構成員としては6名ということになってはいますが、この中には先ほど申し上げました関川区の北国街道協会の、それから関川の区長さんということで、それから妙高温泉区長等々も入ってございますので、これまでも大石邸等々の整備とかですね、看板設置につきましても、地元のほうに声かけをして実施しているというような状況もありますので、役員体制は6名ですけども、事業を実施する際には、地元の皆様から御協力をいただくというような状況かというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この施設、いつ設置されたかちょっと私年度分かんないんですけど、かなり年数もたっているとすけど、老朽化等によって施設の改修、改善という要望等あるのかどうか、お聞きしたいんですけど。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

設置年度は、たしか平成8年か9年ではなかったかというふうに認識しているんですけど、いわゆる平成の1桁の後半だったと思います。

それから、老朽化が進んでいるということで、中の展示物につきましては、印刷したものが多ということで、実際ですと、本物が少ないというような御意見もある中で、リニューアルというんですかね、展示内容のリニューアルというものは、御意見のほうは地元のほうから寄せられておりますので、今後そういったものも含めて検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それとこの土地なんですけど、多分借地の部分があったと思うんですけど、毎年借地料を予算化されてきているわけなんですけど、この借地について、例えば市のほうで購入したりしていくという考えはおありなのかちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

借地につきましては、建設当時はかなり契約の中で高額ですと、現状維持していたというようなこともございますが、それから地権者の方といろいろとお話をさせていただきながら、市の基準に沿った中での借地料のお願いをしているということで、少しずつ下がってきているような状況にあるんじゃないかなというふうに思っています。ただ、地権者の方ですと、売却についての意向というのが非常に強くないものですから、そういった部分では借地のほうを継続してさせていただきたいなというふうに今考えてございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第85号 指定管理者の指定について（関川関所道の歴史館）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第83号 指定管理者の指定について（姫川原コミュニティスポーツセンター）

○委員長（八木清美） 次に、議案第86号 指定管理者の指定について（姫川原コミュニティスポーツセンター）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） ただいま議題となりました議案第86号 指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和3年3月末をもって指定期間が満了となる姫川原コミュニティスポーツセンターについて、指定管理者を指定したいものであります。姫川原コミュニティ運営協議会は、地域のコミュニティ活動を推進するとともに、同施設の管理運営業務に精通し、今後も適切な管理運営が期待できることから、引き続き指定管理者として指定したいものであります。

以上、議案第86号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第86号に対する質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆるこの体育センターの指定管理施設の維持補修のレベルについてちょっと確認をさせていただきたいんですが、いわゆる運動するアリーナの照明なんですけども、LEDの照明になっているんですけども、現実では6分の1くらい、約3灯が切れているんですよね。やっぱり運動する中で安全ということになれば、完全な照明の整備をしたものを指定管理に出すというのが私は基本だと思うんですが、そこら辺の考え方がいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

姫川原コミュニティスポーツセンターの体育館の照明につきましては、LED化をさせていただいて、小学校のときにLED化をして、その後統廃合とともに今のコミュニティセンターということになったというふうな状況になるんですけども、照明が切れているというのをちょっと私はですね、1つぐらいかなというふうになんて認識していたんですが、3つということなので、ちょっとそれを後ほど確認させていただきながら、今後対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第86号 指定管理者の指定について（姫川原コミュニティスポーツセンター）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） 議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算のうち、総務課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の13ページをお開きください。中段の2款1項1目特別職・職員人件費の4678万円は、勸奨退職者及び普通退職者の退職手当の増額分のほか、人事院勧告等に準じた期末手当の支給月数の減分と今年度の支給実績に基づく調整を併せて行いたいものであります。なお、退職手当につきましては、当初予算で定年退職者6名分を計上していましたが、今年度中に申出のあった勸奨退職者2名分と普通退職者2名分について増額したいものであります。このほか1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、10款教育費に係る人件費につきましても、同様の調整を行い、合計1863万1,000円の減額を行いたいものであります。

以上、総務課所管分について説明を終わります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 続きまして、こども教育課所管事項について御説明を申し上げます。

補正予算書のまず最終ページの補正予算の概要を御覧ください。概要の裏面になりますけども、6番の国のG I G Aスクール構想の実現に必要な環境整備に関わる費用、それから次の7番の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、修学旅行を方面変更や中止したことに伴うキャンセル料相当額を補助するための費用、そして債務負担行為の下の欄になりますけれども、小学校敷地舗装工事の発注、施工時期の平準化を図るために設定することがこども教育課所管分となります。

それでは内容につきまして、歳出から説明いたします。補正予算書の26ページから27ページを御覧ください。26ページ中段の10款1項2目教育委員会事務局管理費のうち、消耗品費の88万円はWi-Fi環境のない要保護、準要保護世帯の家庭学習を支援するための通信機器、モバイルルーター40台を購入するための費用です。その下のG I G Aスクールサポーター業務委託396万円は、今回の学校の急速なI C T化に適切に対応するため、セキュリティー対策を含めたタブレット端末の運用管理の設計や仕様マニュアルの作成などを行う業務をI C T技術者が在籍する専門業者に委託するための費用です。

次に、28ページから29ページを御覧ください。28ページ上段の10款2項2目パソコン等による情報教育推進事業の情報教育用備品購入費の1860万円は、タブレット端末を活用した授業の際に必要な大型提示装置を全小学校の普通教室に各1台配備するための62台分の費用です。同様に、中段の10款3項2目のパソコン等による情報教育推進事業の情報教育用備品購入費630万円は、全中学校の普通教室に配備するための21台分の費用、その下の10款4項2

目のパソコン等による情報教育推進事業の情報教育用備品購入費の90万円は、総合支援学校の普通教室に配備するための3台分の費用です。

次に、上の段に戻りますが、10款3項2目の中学校教育振興事業の補助金、修学旅行の中止等に伴うキャンセル料104万7000円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、修学旅行の方面変更や中止としたことに伴うキャンセル料相当額を補助するための費用で、方面変更した新井中学校の2年生分では74万6000円、中止とした妙高高原中学校の3年生分で15万6000円並びに妙高中学校の3年生分で14万5000円を計上したものです。

続きまして、歳入を説明いたします。補正予算書の10ページから11ページを御覧ください。11ページ上段の16款2項5目6節教育総務費補助金の公立学校情報機器整備費補助金238万円は、先ほど歳出で説明しましたG I G Aスクールサポーター業務委託と家庭学習のための通信機器モバイルWi-Fiルーターの購入費用に対する国の補助金で、G I G Aスクールサポーター業務委託は費用の2分の1、Wi-Fiルーターは1台当たり1万円が補助されません。

最後に、補正予算書の5ページ、債務負担行為補正を御覧ください。下段の小学校敷地舗装工事費580万円の設定は、斐太北小学校の校門から校舎正面玄関までの舗装の打ちかえ工事と新井南小学校の校舎北側の空きスペースを駐車場にするための舗装工事の2件の工事について、工事の発注、施工時期等の平準化を図るために債務負担行為を設定したもので、歳出予算は令和3年度当初予算に計上いたしますが、早期に契約し、工事等に着手してもらうために補正するものです。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 次に、生涯学習課所管事項について御説明申し上げます。

議案第102号参考、補正予算の概要を御覧ください。1番目の道の歴史館等管理運営事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者の減少に伴い、入館料収入が大幅に減少となることで、損失が見込まれる関川関所道の歴史館について、その損失を補填するものです。

内容につきましては、補正予算書の28ページ及び29ページを御覧ください。最下段の10款5項4目道の歴史館等管理運営事業の道の歴史館施設管理委託料について、減収に伴う損失補填分として115万円を増額補正するものです。

以上、生涯学習課所管事項について御説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） それでは、財務課所管事項について御説明いたします。

歳入ですが、10ページ、11ページを御覧ください。21款1項1目繰越金につきましては、令和元年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第102号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 参考資料の6番目になりますけども、パソコンの関係ですけども、モバイルルーター40台ということで盛ってあるんですが、家庭学習を支援ということなんですけども、このタブレットの管理の位置づけというのは、家庭に持ち帰ってもちゃんとやるんだという、学校に置くという、こういうパターンじゃないということになるのでしょうか。その辺の実態はどうですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 現状では、タブレットにつきましては、基本的には学校に置いておいて使用するということを前提しております。ただ今後ですね、例えばまたコロナウイルス等の影響で、長期間休業したりとかする場合等も踏まえまして、今回モバイルルーターを配置するものですが、その辺の運用につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけども、今後の中でルールづけをして定めていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、確認なんですけど、基本的には学校に置くけども、そうなった状況でも使えるような条件整備をしておく、こういう認識でよろしいですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 現状ではそのように考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 多分調査をされて、家にルーターがない、Wi-Fi環境がないということを調査されて購入されたということなんですけど、この40件ということでもよろしいと思うんですけども、これの扱いというか、要するに持ち主が誰になり、管理が誰になるかというのは、今回買い与えたというようなイメージなんですけども、実際はどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えします。

今の40件については、若干予備も含んでおりますので、そういうふうな余裕のある台数というふうにお考えいただきたいと思いますが、モバイルルーター基本的には貸与ということで考えておりますので、誰にどれを貸したかというところは、また学校のほうで管理をするようになります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） そうなりますと、使わなくなったら貸与ですので、お返くださいということが前提ということでもよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には、例えば小学校の卒業、中学校の卒業も含めて使用しなくなれば返還していただく。例えば御家庭のほうで整備するということもあり得るかと思っておりますので、その辺で返還していただくというふうになるかと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 各教室に置く大型提示装置なんですけど、これだけの数になると、入札を行っていきんではないかと思うんですけど、その辺の入札の仕方、それからスケジュール等お聞かせ願えればと思うんですけど。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 入札の考え方でございますけれども、まずある程度数量をまとめて発注したほうが安価に購入することができるのではないかとことも考えられますし、また市内取扱業者に広く受注機会を付与するという必要もあると思っておりますので、それらを考えまして、今後どのように発注するかということは、内部で検討してまいります。

発注のスケジュールでございますが、1月に入りましたら早々に上旬には入札の公告を行い、1月中旬には入札を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） そうすると、これ納品は3月31日までにして、契約を終わらせるスケジュールでよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には3月末もしくは可能であればそろい次第納品していただくというように考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） G I G Aスクールの関係でちょっとお尋ねをしたいと思います。まずその前に補正で対応したとタブレットの納入状況というのはどこら辺まで進捗しているのか、そこら辺まずお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） タブレットにつきましては、まだ学校のほうには実は納品されていませんで、業者のほうで設定をしている途中というふうに聞いております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） これここに業務委託という形の中ではありますが、その委託の期間というのは、この年度末だけでは当分周知の徹底とかできないというのがあるのかなという気がするんですが、そこら辺例えば年度を越えて半年になるのか、1年になるのか、そこら辺はどんな状況なんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません、確認ですけれども、G I G Aスクールサポーターの配置の部分についての御質疑ということでよろしいでしょうか。

○岩崎委員（岩崎芳昭） うん。

○こども教育課長（松橋 守） こちらのG I G Aスクールサポーターにつきましては、このICT機器を導入した初期の設定ですとか、先ほど申しあげましたセキュリティーポリシーに関するマニュアルの作成ですとか、子供たちとか、教員の基本的な使い方のルールづくりをしてもらうということで、基本的には年度末までの契約で考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 市内に小・中学校何校もあるんですが、担当というんですかね、いわゆるその任務に当たる方は、1人で全部当たるのか、それとも複数人で当たるのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 基本的には業者委託になりますので、その辺の状況で業者のほうで判断をして対応するようになるかと思えます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第102号 令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第10号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

所管事務調査について

○委員長（八木清美） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時16分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

所管事務調査を行います。

今回総務文教委員会では、市内保育園及び子ども園における実態についてと妙高市歴史文化基本構想についての2項目を調査することとしました。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である委員から調査理由と概要を説明していただきます。続いて、調査担当が調査項目1について質疑を行い、その後にほかの委員の質疑を行います。調査項目1の質疑終了後、次の調査項目2に進むというようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、1の（1）、市内保育園及び子ども園における実態について、調査担当の霜鳥委員より調査理由と概要について説明をお願いします。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今表題の件について、何点かに分けてお聞きをしていきたいというふうに思います。

資料を準備いただきまして、ありがとうございます。実は、今も新年度に向けての入園手続というのが始まっているわけですが、子供が減ってきているという現状の中で、それぞれの園においての実態がどのようかということについて、確認をしていきたいというふうに思います。このようなことで調査をさせていただきますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは1番目、各園における園児数の現状と課題はということで資料をいただきました。それぞれ定員が定められていて、じっくり見ている余裕がなかったんですけど、さっきざっと見た中では、定員が定められている中をもって園児数が減少しているというのは、どこも一緒なんですけど、特にという形でもって、この変動の激しいところ、その辺のところの実情等についてお聞かせをいただければありがたいと思いますが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） お答えします。

ちょっと変動が激しいかどうかはともかくとしまして、やはり今回統合園ということで、統合させていただきます斐太南、矢代、それから第三保育園につきましては減少傾向にあります。また、ひまわりにつきましても、やはり減っているというような状況で推移しているところです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう実態の中でね、私今回はそれぞれの園の実態を把握する中에서도って、2番目のところに流れていきたいというふうに思っています。特にということもなくみたいな形で進んでいることなのかもしれませんが、ここでのコロナ関係については、一般質問のほうでも質問をさせていただきましたので、ここでは触れるつもりはございませんけれども、定員の定め方といいますかね、その辺のところをちょっとお聞かせをしていただければと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 当初の本当に設立当初の考え方については、恐らくその地域ですね、ニーズですとか、子供たちの様子等を確認し、なおかつ施設の面積要件等もありますので、そういう部分から定めていると思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どこもそうなんですけどね、当初は子供も大勢いたもんですから、多くの定員といえますかね、多くのというか、それに見合った定員数でもって決めてきていると。今回年齢ごとにね、定員どのくらいかというのを今まで資料としてトータルでしか見ていなかったんですけども、こういう形で来ていて、確かにこの数字見ているとね、大幅に減ってきていて、これに対しての対応というのは、極端に定員数を引き下げる必要もないんだろうと、実態に合わせていけばいいんだろうというふうには思っていますけども、基本的な考え方として、即どうのこうのでないけど、その辺のところは、基本的にはどんな考えでいますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 現状では特に定員、実際に入っている子供の人数が減っているから、それに合わせて定員を減らしていくというような形は考えておりません。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1番そんなところで私は。ほかにあったら。

○委員長（八木清美） 1については、そのほかの委員からいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次の調査項目に移ります。

2番について、霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今全体的に園児が減っているという状況の中で、一応資料としてどうしようかと思案もしたんですけども、一覧表を頂いておりますので、4月からなんですけど、新入園児の申込み状況というのはどの程度なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） すみません、ちょっと細かい数字はあれなんですけれども、基本的にはですね、例年どおりの申込みで、ただし3歳以上児については、御存じのとおり減ってはいるんですけども、やはり未満児の希望というものについては増えております。生まれる前からもう予約ということで入ってくる方もいらっしゃいますので、そちら3歳に満たない園児については増えているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこでね、今もそうなんですけども、3歳以上、実際に入園されている方がそのまま進級していくということになれば、人数そのもの変わりはないということなんですけども、変わってくるのは未満児対応だということだと思うんですね。未満児の申込みなんかは、今実際にはどうなんだろうと。一部に申込みを受けても、入園し切れないというような話も聞いていますけども、その辺の実態はどうなのかお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 未満児のすみません、人数について、詳細はちょっと今手元に資料はございません。ただですね、いわゆる入園し切れない、入園調整が必要な人数につきましては、ゼロ歳児で11人、それから1歳児で19人、合計30人が入園調整が必要な児童になっております。2歳から5歳の新入園児につきましては、全て第1希望に入園が可能になっております。そのような状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

- 霜鳥委員（霜鳥榮之） トータルでもって30人、このうち未満児でもって定数オーバーしているというのは、どの辺でどうなのか、お聞かせいただけますか。
- 委員長（八木清美） こども教育課長。
- こども教育課長（松橋 守） 今のところオーバーしているのは、和田にじいろこども園、よつばこども園、斐太南保育園、斐太北保育園、それから妙高高原こども園の5園です。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） このオーバーしているところの対応というのは、どのようになっていますか。
- 委員長（八木清美） こども教育課長。
- こども教育課長（松橋 守） 一応申込みをいただく段階で、第4希望まで出していただきまして、その中で入園に当たりましては選考基準というものがあるんですけども、それで優先順位をつかまして、上から順番に確認をしながら振り分けていくというような形でもって対応しております。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） 第1希望、第2希望ということで出されて、その中で家庭状況等を入園の選考基準の中で、これも私全然分からなかったんですけどもね、点数といいますか、ポイントといいますかね、こういうことでもって振り分けをしているといいますかね、こういうことになっているわけで、そのはみ出している部分については、対応のできる園に回してもらおうという、こういう調整になるんですね。そういう調整をしたときに、お互いになんですけども、できるだけ近間に行きたいと、当然の話だと思うんですね。それと兄弟の関係もあるんですね。それで、もらった資料の中には、兄弟が別々の園に通園している件数が7世帯の16人という形になっていますけども、これは年度当初からこの兄弟が別々に通園しているということになるのか、年度途中からの入園なんで、仕方なしに別々のところへ行っているという、この辺の実態はどのようなですか。
- 委員長（八木清美） こども教育課長。
- こども教育課長（松橋 守） 今お話のありました7世帯16人につきましては、年度当初から別々に入園しているというような状況です。
- 委員長（八木清美） 霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之） ここでもって年度当初からというのは、ここでの調整というのはどうなんだろうなというふうに、私たちはその現場よく分からないで議論しているという関係もあるんですけども、年度途中なら分かるけれども、年度当初からだったら、あそこんところが調整つかないということはどういうことなんだろうと、トータルでの定数についてはどうということないけども、未満児対応の場合の定数をオーバーしている、例えばその施設の部屋数の関係とか、あるいは職員数の関係とか、その辺のところの位置づけはどうなっていますか。どういうことでもってこうはみ出しになっていっちゃうのかな、この辺はいかがですか。
- 委員長（八木清美） こども教育課長。
- こども教育課長（松橋 守） 定員数については、最大でも8人の未満児対応をしているところなんですけれども、未満児といいますか、ゼロ歳児とかですね、ゼロ歳児については8名とか、6名とかというところで、施設の状況を見ながら定員を定めてやっております。ちょっと具体的に申し上げますと、今お話のありました7世帯16人の状況ですけども、こちらについては、このうちの6世帯は全て上の御兄弟の方が和田にじいろこども園に入園している方です。なんですけども、ゼロから2歳児については、ちょっと受入れはできないということで、他の園に入園調整の結果行っただいているというふうな状況になっておりまして、もう残り1世帯につきましては、保護者の意向によりまして、上の子が上越市の幼稚園、下の子が市内の保育園ということで、ちょっと若干状況が違うか

と思いますけれども、そのような状況になっております。今言った、ですから6世帯の14人につきましては、一応来年度の春からは解消する予定になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 保護者のね、希望というのは、例えば1世帯の2人、保護者の希望でもってこうだというのは、これは別段問題ないというふうに思うんですね。そのほかの6世帯14人というのは、新年度からはじゃ解消できるということで、このほかにまた新年度にこういう状況が出てくるということもあるというふうに思うんですけど、その今の状況でそれはいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） そちらにつきましては現在調整中で、場合によっては発生する可能性もあるというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 分かりました。調整中ということで、実は私もね、そういう話を聞いたんで、もしそういうことがあったら改善できるものであれば、大いに改善していくべきだなというふうに思っております。今ここで別々の園にといったときには、和田にじいろということでもありますので、旧新井市内、そうするとそこからの距離対応なんかもどうなんだと、保護者の送迎の関係もどうなんだという、この辺の条件もいろいろ絡んでくるわけですよ。正直私が聞いたのは妙高高原からで、妙高保育園にということで1歳児かな、要するに兄弟別々でということだったんですけども、この辺のところもね、距離的な面を見ていったら果たしてどうなんだろうと。そこへ行って、園児の子供たちを送って行って、そこへ預けていったって物を置いてくるようなわけにはいかないわけですから、そこでの時間とか、あるいは迎えに行ったときの保育士の話とか、担任の話とか、そういうのがあったりしているとね、その辺の負担が非常にでかくなっちゃっている。条件、選考基準の関係で見ていくとね、就労の実態等も見ていった中でもって、ポイントの数え方も違ってくるという、こういう形になってくるんですね。園が2つにまたいでいて、そういうことをやっていったときに、じゃ保護者の就労時間をどのように調整していくか、働くといったって自分の自由でもって働けるところと、やっぱり雇っているほうのね、要求と一致しないといけないというのがあったりしていて、だからその辺のところを両方勘案してやらなきゃいけないと。ポイントの順に上から数えて行って優先順位を決めているという形ではあるんですけども、今こういう状況の中ですから、できるだけそうやって働こうという、これを地域のほうでも求めるということの中では、条件を満たしてやるというのがやっぱり必要なことだなというふうに思っているんで、その辺の条件整備がどこまでいけるのかというのが一番の課題かなというふうに思っているんですが、実際には調整中という話でありますので、これが一緒に入れるのか、妙高高原から妙高まで兄弟別々の関係の中で通園せんきゃいけないという、こういう条件になるのか、その辺の見通しはいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほど申し上げたように、調整中ではあるんですけども、その判断をする中で、先ほども来から話がありますその就労の状況ですとか、家庭の状況等をやはり客観的に判断しないと、判断する人間の主観が入ってしまっただけでは公平性は保てませんので、そこら辺でやはり一つの基準ということで設けさせていただいたところです。当該世帯の場合は、御両親が御自宅にいなさって、お一人が求職活動というふうなお話も聞いておるもんですから、そうしますとちょっとなかなか選考基準的には点数が低くなってしまおうというような状況もございまして、今のところその辺も含めて調整をしているというふうな状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

- 霜鳥委員（霜鳥榮之）　そういうことでね、結局それによって、就労活動そのものもどうなるかと、この変化変わってくると思いますかね、位置づけありますんで、そこはそれなりきの対応が必要なんじゃないかなというふうに思っています。結局そこところが定まらんと、あともろもろ決まってこないという形になるんですよ。実際に妙高高原のこども園の関係で、未満児が今調整中というのは2人いるというふうに聞いているんですけども、実際どうですか。
- 委員長（八木清美）　幼児教育係長。
- 幼児教育係長（上田かおり）　実際にゼロ歳児の方がお一方、1歳児の方がお二方で3人調整をさせていただいているところで、今の時点でゼロ歳児の方は、そういうことであればおうちで見れますのでということで、入園を辞退をされている方がいらっしゃいます。1歳児の方については、一応お二方も妙高保育園でということで御了承をいただいています。
- 委員長（八木清美）　霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之）　そこで端的に伺いますけども、未満児の場合には、保育士1人何人対応ということになるんでしょうか。
- 委員長（八木清美）　こども教育課長。
- こども教育課長（松橋　守）　ゼロ歳児については、3人に対して保育士が1人、1歳児につきましては、国の基準は1歳児と2歳児が子供6人に対して1人なんですけども、ただ妙高市の場合は、1歳児については3人に対して1人というふうな対応をしておるところです。
- 委員長（八木清美）　霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之）　そういうことになったら、課長どうなんです、これ3人ということになれば、施設が不足していて駄目だということになりや、それをそれでとあるんですけども、職員臨時対応でもって、3人に1人という位置づけでもってカバーするという、こういうことにはならないんですか。
- 委員長（八木清美）　幼児教育係長。
- 幼児教育係長（上田かおり）　実際の受入れに当たっては、園ごとに、年度ごとに、その入園の希望人数ですとか、あと支援の必要な園児ですとか、障がいのある園児の受入れ状況、あと保育室の広さとか、職員の配置状況などを総合的に判断して、全体の認可定員を超えない範囲で、歳児別に何人を受入れ可能かというところを判断をしますので、単純に保育士を1人つければ増やせるのではないかとということにはちょっとならないというか、受け入れるお子さんの状態をよく判断しながらの人数を設定させていただいているところであります。
- 委員長（八木清美）　霜鳥委員。
- 霜鳥委員（霜鳥榮之）　決め事、決まり事というとな、そうなってくるんですけども、地元でもってやっぱりね、そういう条件を満たしていくということ、これは必要なことだと思うんですよ。定数ありき、その条件ありきというそういう点で向かっていってしまうと、いろいろなかなかというのが出てくるんで、例えばなんですけどね、この次にやろうとは思っているんですが、ちょっと関連がありますので、重ねてちょっとやらしちゃってもらいますけども、今保育園児の絡みでいきますとね、ひよっとすると可能性なんですよ、ワーケーションを進めていますといったときに、保育園児等だったら連れてきて、例えばその条件が合えば、保育園預けておいて仕事をするという、こういうのだけあり得るわけだし、それを進めていくということになれば、そういう条件整備も併せてやっておくという、こういうものも必要になってくるんじゃないのかな。そういったときには、やっぱり地元の保育園、こども園対応は、そういうスペースとかね、ある程度のもを見越しておくということも必要になってくるんじゃないかなというふうに思ったりするんですけども、そういう点でね、ぎりぎり対応でというのは、今言ったよう

に、人数制限があるからその条件に合うか合わないかという、こういうことでもって議論して行って、ほかの保育園行ってくださいという形を取るのか、そこに若干の余裕を持たせておいて、妙高市には保育園の対応だってこういう条件がありますからということで、ワーケーションでもって売り込みをするという、こういうのも一つの方法でもあると思うんですけどね、その辺でもって考え方はどうなのかというのは、先にこども教育課のほう聞いて、あとワーケーションは所管のほうでもってちょっと引き続きお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ワーケーションでの園児の受入れというなお話ですけれども、一時保育を受け入れる際にはですね、当日来て簡単に受け入れるというわけにはなかなかいかなくて、その子の特性ですとか、アレルギーですとか、食事の状況ですとか、発育の状況等について、事前に面接をした上で確認をして預けといたしますか、預かりをしています。当然預かる際には布団とかも必要になったりとか、あと衣類の着替え等も必要になるといことで、当日連れてきて、はいよというわけにはなかなかいかないというのが実情です。なおかつ、一時保育につきましては、妙高市の住所を有する者というふうな決まりがございまして、その中でいきますと、ワーケーションということは、外部から来た方につきましては、別の制度を御利用いただくような形がいいのではないかとこのように考えております。仮にですね、ワーケーションでお預かりして、その後市民の方が一時保育預けたいと来たときに、いや、実は駄目なんだというふうな形というのは、やはり本末転倒になってしまいますので、現状では一時保育はあくまでも市民の方のみというふうな形で考えております。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今年度ですね、ワーケーションを進めておりまして、これまでも8月と9月に2回ですね、親子ワーケーションを実施しております。首都圏の方からですね、お子さんを連れてこちらに来ていただいたものでございますけれども、そのときにお話を頂戴した内容でございますけれども、いわゆるその子供を預かってもらうというよりは、むしろ子供としてもですね、自然体験ですとか、あるいは田舎体験をしたほうが効果的なワーケーションになるねというなお話頂戴しておりますので、ニーズ、実態の声といたしますればですね、いわゆるその子供たちもですね、預けるというよりは一緒になって、そういう子供田舎体験ですとか、自然体験をさせたいという気持ちがおありのようだというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ワーケーションの話は、今取りあえずそこまででもって、後でまた話をさせていただきますけれども、そうすると保育園の関係ですね、私は例えば途中からの入園の場合には、別の保育園でもやむを得ないのかなというふうに思っていますけれども、年度当初からの場合には、やっぱり兄弟は兄弟として、同じ保育園で通園できるというこの条件というのは、やはり必要なことだなと。就労関係についてだって、結局送迎の関係が含まれてくるということになりますので、例えば地元だったら歩いていけるけれども、遠くまでという、車で送迎せんきゃいけない、それと同時に先ほどもお話をしましたように、行って置いてくるだけというわけには当然いかないわけですから、そこでの時間もそれなりにかかるよといったときに、就労の時間制限等との関係はどうなるかというのがね、当然出てくるわけで、雇い主との関係もあったりして、だからその辺のところは、ちゃんとそれぞれの、一方的じゃなくてそれぞれの立場をわきまえた形の中でやりくりをしていくということで、保育園の場合は恐らく年度途中でもって園をまたいでというかね、戻るとか、替わるとかというのはそんなないことだと思いますので、兄弟は兄弟でもってちゃんと同じところへという、子供の条件もそうなんですけれども、保護者の条件としてはやっぱりね、そういうのが必要だということでもありますので、今調整中というのはどこまでの調整になるのか分かりませんが、前向きな対応がどうしても必要だと。今ほどお答えいただいたようにね、それぞれの条

件がありますので、そんな単純じゃないよと、単純じゃないけど、やっぱり期待に応えていく、その条件に応えていくということも、これは必要なことでもあったりしますのでね、だからそのやりくりというのは、ただもう定員ですからほかにといったときに、旧新井市内でもってやりくりしているというのと、やっぱり妙高高原、妙高というところをまたいでというのは、ちょっと酷な話になるのかなというふうに思ったりもしているものですから、そこところは十分な配慮をしていただきたいなど。最後に、その辺の条件整備という位置づけの中で、お答えをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 委員おっしゃるとおり、兄弟が同じ園というのは、やはり基本的なところだと思うんですけども、そうは申しても、やはりなかなか定員等の問題、あと保育士がふんだんにいけばいいんですけども、なかなか保育士の不足というところもございまして、やはり定めた定員というものをどうしても勘案しなければいけないというところもございまして。また、その辺をきちんとした上で子供さんを預からないと、場合によっては事故等につながる可能性等もございまして、そこら辺を総合的に判断した上で今運用しているわけですけども、ただ我々としても気持ちとしては、委員おっしゃるとおり、やはり兄弟であれば同じ園というところは、何とかしたいと思っておりますので、その中で可能な限り対応を図っていきたいというふうには考えております。

○委員長（八木清美） 2について、そのほかの委員からいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、次③についてお願いします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 先ほどもワーケーションの関係では、所管課からお聞きしましたけども、条件はいろいろあると思うんですね。これは、今保育園入園、入所ということになると、それぞれの条件が云々とあったりしますが、こういうワーケーションでもってやるといったときに、一緒に行動するというこれもあれなんですけども、その対応の中でもってやっぱり子供の対応でもって臨時保育士をそこにあるいはしかるべきところにと、こういう形での対応なんていうのは今後考えられるのか、そういうのは全く別枠で持っていくのか、その辺の考えだけお聞きをしていきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 現在園の制度の中では難しいというふうなお話しさせていただきましたけども、それ以外のところ、例えば民間事業者による託児ですとか、出張シッターというような形でもって対応しているところは、聞くところによりますと県外等でもございまして、そういうふうな部分であれば、そういうふうな新たなニーズに対応したサービスの提供というのも今後出てくるのかなというふうには考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういった条件もね、ワーケーションの中ではこれからどんな条件が出てくるかというのはいろいろあると思うんです。そういうのもワーケーションの売りの一つの中の条件の中に入れておくということも今後考えておく必要があるんじゃないかなというふうに思ったりしておりますけども、この辺のトータル的な考え方で副市長いかがですか。

○委員長（八木清美） 副市長。

○副市長（西澤澄男） 今委員からお話のとおり、これからワーケーションを進めていく中で、まだモニターツアー程度で終わっていますので、先ほど企画課長が申した中身でございしますが、これまだ具体的に非常に見えない部分が多種多様に出てまいります。そういう中では、今保育園の条例上でちょっといろいろ難しいところもありますけれ

ども、その辺は総合的に考えて、どういう形で本当の保育園でいうと、3歳から5歳ですか、ここについては基本的にある程度数字は読めるものですから、どこの園もきっちり逆に言うと超過することなくできていますが、先ほど言ったように未満児の部分がありますし、そういう部分で適齢期の方であれば受入れは今高原、妙高両方も状況ですが、未満児のこともありますので、その辺は総合的に先ほど子ども教育課長が話したとおり、具体的にはもうちょっと状況を見据えて、先ほどのとおり子供を連れてくるということも売りの一つになるといいますんで、全体をこれから通して考えさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 終わります。ありがとうございました。

○委員長（八木清美） 3番について、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、1の市内保育園及び子ども園における実態については終了いたします。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時53分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

続いて所管事務調査を行います。

次に、2の1）、妙高市歴史文化基本構想について、調査担当の高田委員より調査理由と概要について説明をお願いします。高田委員。

○高田委員（高田保則） 妙高歴史文化基本構想、これ私も何回か委員会でも、本会議でも質問をしておりますが、なかなか大変多くの深い事業であるというふうに考えます。そういう中で、この基本構想の内容がなかなか具現化、実現していないというのが私は実態として感じているわけです。その辺のですね、当局の考え方とこれからの計画等をお聞きしたいというふうに思います。項目が大分多いんですけども、今日は具体的にお聞きするという立場での質疑ということにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今お話ししましたけども、この2)の調査理由ですけども、今お話ししたとおり、構想策定以来約3年経過しようとしていますが、なかなか具体化なものが出ていないということで、現在の取組、それから今後の取組をひとつお聞きをしたいと思います。平成30年3月に妙高市歴史文化基本構想が策定されております。約3年を経過するところでございますけども、文化庁に提出しました基本構想には、取組方法として4つ、これ挙げられております。この3)の①の中でアイウエオ、この辺の取組をやるということで、文化庁のほうから補助金をもらって、この構想を作成したということだと思いますが、まずこの4つのですね、ア)、情報の収集・発信と新たな担い手の育成はどのようかということで、これをするということになっておりますけども、現状はいかがでしょうか。また、これからの取組方法はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） まず、保存、活用のための4つの取組の中の情報収集、発信ということで、現状ではですね、様々な古文書等々もですね、うちの学芸員のほうで随時対応しておりますので、そういった部分での情報収集というのは、着実に進めていると。ただ、あまり表に出てこないものですから、皆様方の目に触れることはなかなか少ないのかなということで、ちょっとその辺はPRが不足しているんじゃないかということで、反省のほうをしているような状況です。

それから、まなびの杜という講座の中で、歴史文化コースを設けまして、これは年に7回の講座なんですけども、そういったところで、各地域に残る古代から近代までの歴史文化、こういったものについての研修会、散策会、それから関山神社の社殿を200年を記念した講演会の開催であるとか、道の歴史館の企画展、あるいは歴史ウォークということで、散策会というものを企画しながら情報の発信、それから体験ということで努めているような状況でございます。今後もそういった取組を継続して続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） イの歴史文化顕彰とコミュニティ活動の活性化ということについては、現状と今後の予定はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

歴史文化のこの基本構想の中で、抽出した歴史文化資源の中で、特に価値の高いものについて、文化財の指定登録というものを随時進めておりますし、地域の実行委員会、団体の皆さんなどが主催する顕彰事業、それから記念事業などに対して支援をする中で、そういった部分については、地域と非常に密接につながっている取組ということで、コミュニティの活性化という部分につながっているというふうに認識をしております。特にですね、関山神社、それから近場ですと、水上のコミュニティセンターが平成30年に竣工記念をしたときに、地元の偉人3人展というような、地元の方の郷土の方のですね、偉人を顕彰するような事業をやっているということで、そういった部分についても、地域の方が自らの地域の歴史遺産のですね、そういった偉人を顕彰していくというような事業を支援させていただいたりしておりますし、県の歴史博物館の主催の春駒の集いというのを昨年文化ホール、ふれあい会館のほうで開催したんですけども、そういったところに事業共催をする中で、地域の皆様方の活動、こういったものを表に出して地域のコミュニティを活性化させる一助とさせていただいているような状況です。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 次に、関連文化財群を活用したツーリズム事業の展開ということですが、現状と今後の計画は、どういうふうになっておりますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

ツーリズムということで、旅行商品のような形でですね、御紹介されたものが幾つかございまして、新潟県のDESTINATIONキャンペーンに合わせたものとして、関山神社の宝蔵院庭園と御膳とかですね、そういった部分でのツアーがございましたし、民間の旅行事業者ですか、のほうでも、そういった歴史文化資源を観光旅行ということで商品をされたものが幾つか出ているということで、今後もそういったところに働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 次に、歴史文化保存活用区域の設定と保存活用計画の策定はどのようか、現状と今後の予定を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

歴史文化基本構想の中で、いわゆる活用区域の考え方ということで、大きく3地区を示させていただいております。斐太地区、それから関山地区、関川地区ということで、保存活用区域ということで選定をして、その各地区に入りまして、歴史文化保存活用計画というものを策定してございます。一番最初に取り組んだのが関川地区でござ

いまして、昨年度の末に地元との協議が調い、こういった形で大字関川歴史文化保存活用計画ということで策定をさせていただいて、地元のほうで取り組むべきこと、それから今後活用した事業というものを計画としてのせてございます。

それから、斐太地区につきましては、本年度から地元に入って話し合いを始めたところということで、来年度の計画策定を目指して今後取り組んでまいります。

それから、関山地区につきましては、これまで5回の策定会議ということで取り組んでございまして、年明けに今年度最後の会議を開き、今年度中に関川地区と同様の保存活用計画を策定するというような運びで進めてまいります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今保存活用の4つの取組ということですが、これは何で歴史文化基本構想を文化庁でまとめたかという、これは1つは大きく言えば地方創生、それから地域活性化という名目でこの構想が出来上がったということで聞いております。その活用については、今言った妙高市ではこの4つの取組をやっているということですが、この目的にもありますけれども、それが私の考え方では顕在化していないと。中でも関川関所は多分斐太地区と一緒に古いところですけども、なかなか具体的に取組が十分でないといえますか、取組方法の問題だと思うんですが、斐太地区も同じだと思うんですよね。そういう中で、これは妙高市の歴史文化というのをもう少しいわゆるプロモーションをするという前提でやらなければ、ただ団体があるというだけで、計画だけという、そういう計画頼りになりかねないというふうに思うわけです。そんなところで、ぜひですね、私去年の一般質問でも取組がどうかということで、教育長に質問をさせていただきましたけども、やはり先ほども言いましたインバウンドについても、通訳をどうするのか、案内をどうするのかと、そういうものがないし、先般のたしかアフターコロナをテーマにしたツーリズムの会合がたしか上越であったような、そのときに古川会長がインバウンドについて、実は通訳、ガイドがないんで困っているというような発言をされていたようなんですがね、そういうものを含めてですね、インバウンドでなくてもいいんです。国内の旅行者にもそうですし、外国の旅行者もそうですが、こういう妙高市の歴史というのは、忠実に案内をする。また、それによってまちづくり、地域づくりをしていくというのが私は基本だと思うんですが、その辺の大きな考え方で、多分この4つのあれを挙げたと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

まず、歴史文化基本構想につきましては、まず今まで市としてこういったですね、歴史文化を一まとめにして整理をされたものがないということで、今後地元の方から、地元の大切な歴史文化をまず知っていただいて、それを保護、活用していくことで歴史文化、こういったものが守られ、さらには地域の活性化にも結びつくという、その前提のベースの部分ということで、こちらのほうを策定させていただいたところでございます。その展開につきましては、今ほどお話したような関川、斐太、関山ということで、地区ごとに保存活用計画ということで、保存とそれを活用していくという計画をつくり、地元の皆様とともに具体化をしていくというような作業を現在進めているということでございます。

プロモーションとしての展開とかですね、そういったものが弱いんじゃないかという御指摘は、ごもっともなんではないかなというふうには考えてございまして、先ほど委員会の中でもちょっとお話しましたが、今保存活用計画をつくっている3つの地域の皆様方が連携をして、具体的な事業展開をしていくというような動きをこれまでも支援をさせていただいておりますし、今後も具体的な計画について御相談に乗っていかうというふうに考えてお

りますので、そういったところで具体化したものを進めていきたいというふうに考えておりますし、先ほどのインバウンドの通訳等々につきましても、地元の皆様方と意見交換をしながら、地元はどういった人材がいるのかあるいは旅行会社のほうでどういった提案ができるのか、そういった部分も含めて、具体的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今回多くは申しませんが、いずれにしろ、構想倒れだとか、計画倒れにならんようにですね、やはり基本的には私は行政のバックアップも必要ですけども、基本的には地元の皆さんがそういうふうに自分の歴史とか文化を守っていくというところが一番重要な部分だと思うんですが、やはりそれをサポートするのはやっぱり行政であるわけですし、せつかく数千万もかけたこの基本構想ですからね、それは十分活用していかなくちゃいけないと思います。

それともう一つ、先ほど課長も言いましたが、プロモーションをですね、どうやってやっていくかということが私はこの構想が生きるかどうかということにもなると思います。例えばホームページ見ても、あまり載っていませんし、ウェブサイトでもあまり載っていない。妙高ノートでも歴史文化ということについては、あまり関係していないような気がします。そういうことで、この後のおもてなしたいの関係もありますけども、どうやってプロモーションするのか。また、インフォメーションをどうするのかというところは、やっぱりこれは具体的にやっていかないといけないんじゃないかと思います。というのは、余談になりますけども、ちょっと外国へ行きますと、いわゆる観光地域というのは、必ず専門のガイドさんが国家資格なり、地域資格でいて、きちっとその歴史とか文化を案内して、そのまちの地域をプロモーションをしているわけですね。そういうことがやっぱり妙高市の今の観光振興計画でありますけども、インターナショナルな地区をつくりたいというたしか構想があると思いますが、そういう意味からですね、今歴史文化というのは非常に地域のまちづくり、活性化について、非常に大事な部署だと思うんですが、その辺ですね、これから市として、教育委員会としてどうやって計画をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。構想でも結構でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員、今2番に入りましたか。②入っていますね。

○高田委員（高田保則） プロモーションという話出たからね。

○委員長（八木清美） 2番でよろしいですね。

○高田委員（高田保則） はい。

○委員長（八木清美） 2番です。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） プロモーション展開ということで、これまで事業の展開の中で講演会であるとか、あるいは歴史ウォーク、それから企画展というような、こういった事業展開だったものですから、チラシをつくって配布する、あるいは市報、それから御指摘のような市のホームページでしょうかね、こういった部分で一過性ですけども、今ほどお話のあったおもてなしたいの皆様方が今年年間を通じて具体的なツアー計画を打ち出していくというようなことになっておりますので、そういった部分になりますと、観光事業者の皆さんとの連携、タイアップが非常に必要ではないかということで、現状の中では妙高観光ツーリズムマネジメントとですね、連携をする中で、妙高ノート、それから妙高市のホームページを使う中で、PRのほうをさせていただきたいと思っておりますし、そこに関連する交通等々ですね、旅行観光事業者というんでしょうか、そういった皆さんの宣伝力、こういったものも活用しながらPRのほうをしていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それとですね、私1つはインフォメーションをどこでやるかというのが一番問題だと思うんで、生涯学習課また教育委員会の中で、やはりこれだけの歴史文化ということで、重点的に取り上げた中で、担当部署は必ず私必要だと思います。ただ、いつもそうなんです、この問題はこっち、この問題はこっちという、この中でも課を超えた問題が随分ありますけども、どこでまとめるかというのが必要だと思うんですよ。そういうことで、教育委員会の中でどういう位置づけをしてインフォメーションをするのかというのが今後の一つの課題だと思うんです。今確かに各地区でいろんな団体が活動していますけど、それをまとめている、総体的に案内をするというところはやっぱり今のままには所管は教育委員会ですので、その辺はどういうふうにお考えでしょうかね。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

まず歴史文化資源、こういったもののお問合せの窓口は、生涯学習課になるんじゃないかなというふうに考えておりますが、大体御連絡をいただくのは、観光客の皆様方が非常に多いということもありますので、そういった部分も含めて、妙高観光ツーリズムマネジメントの皆さんもですね、いわゆる誘客のためのツールとしてのインフォメーションをやっていたきたいんだというお話は、昨年度からずっと継続して行っておりまして、そういった部分も併せまして、双方ですね、情報を一元的に管理できるような方法というものも今後研究していかなければいけないというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） どうやって対外的に、対内でも同じですけど、対外もやはりどうやって発信するかというのが非常にこれは重要だと思います。特に妙高市の場合は、いろんなところで発信量が足りないという一般質問の中でも出ていますけども、その辺の課題が多分大きい問題があると思いますので、こういうせつかくの非常に画期的な事業ですのですね、積極的に対内、対外発信をしていただきたいと思います。それについては、先ほども言いましたけども、今ツーリズムをお願いするというようなことでございますが、今ツーリズムの実態として、それだけの余力があるかということを私は今回やりませんが、疑問に思っています。最初はやはり教育委員会、担当部署でその部分をつくっていくというのが理想かなというふうに思います。

じゃ、2番終わりましたんで、3番……

○委員長（八木清美） ちょっといいですか。ほかの委員の方質疑ありませんか、1番、2番ちょっと一緒になりますけども。特にないですか。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 1点だけなんです、いわゆるここの中での情報の収集、発信、その発信の中ですね、やっぱりまだ妙高市の場合、いわゆる歴史文化保存活用区域、そこにある歴史的な支援、そういうものに対するそこへ誘導するためのいわゆるサイン計画なり案内看板、そこら辺がですね、やっぱり並行でやっていかないと、なかなかもって誘客をいろんな形の中で進めていく中で、片手落ちという部分もあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺のそのサイン計画というのは、どんな形で進めていくのか、そこら辺についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） 御指摘のとおり看板類がですね、少ないというのは正直なところ認識しております。そういう部分で、今年度の整備が終わりました関山の宝蔵院庭園につきましては、来年度の事業の中でそういった看板整備についても検討をしていきたいというふうに考えてございますし、国道等からの誘導につきましては、早急にですね、国のほうともですね、国土交通省のほうとも、どういった形で看板が設置できるかという部分で、御

相談に上がりたいなというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようでしたら、次③でいいですか。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 今いわゆる発信、収集については、概略お話いただきました。

もう一つ重要な点は、いわゆる案内をする皆さんの実力がどのぐらいあるかということだと私は思うんです。活用区域3つ設定しています。関川、それから関山、斐太、これは確かに歴史的にはね、先ほど申しましたが、随分長い皆さんの取組があると思うんですが、それがじゃ正式に商品として発信できるかどうかというところが私は非常に重要な点があると思います。もうその辺のですね、考え方とか、養成の仕方、確かに今まなびの杜ということで、妙高市も何年か歴史文化についての講座はありますけども、果たしてそれでいいかどうかというものが私は重要だと思うんです。どこへ行っても私はやっぱり歴史というのは、文化よりも歴史がやっぱり先立って文化があるというふうに私は思いますので、その歴史がきちっと成り立たないと、文化も成り立たないというような感じになると思いますが、その辺のいわゆるガイド力、ガイドの養成はどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

ガイド力というんでしょうか、そういった部分でですね、既存の斐太、関山、関川を中心としたボランティアガイドと呼ばれる人たちが一生懸命に自ら勉強しているということは、実施をしておりますので、そういった部分で要請があれば、私どもの学芸員が今言った歴史史実ですね、そういった部分の御案内というんでしょうか、御指導というんでしょうか、そういったものを行っているというのはございますし、市のほうで主催したガイド養成講座、そういったものも行っております。まなびの杜では、市民の皆さんから広く歴史文化に興味を持ってもらって、そういったガイド予備軍になってもらうというところからまず始める、手を拡大するような取組という部分も含めまして実施し、各実際に動いているガイド団体の皆さんにつきましては、そのスキルアップを目指しているというような状況になっています。ただ、御指摘のとおり商品としてガイドをしていくということになりますと、やはりさらにもう一つお客様が望むガイドというんでしょうか、そういったものが求められるんじゃないかなというふうに考えておりますが、来年度のおもてなしたいの事業の中で、要するにモニターツアーをして、ガイド力も含めて事業を検証していくということを実施していくということで、ガイド力の向上に力を入れていくというような取組を進めていく予定になっていますので、そういった部分にも支援をしてみたいなというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 関川関所については、佐渡から江戸までの金を運ぶ街道だという大まかな皆さんの認識はありますけども、果たしてそれがどのぐらいからどういう方法で江戸まで運んだかという、そういう多分細かなものはいまだかってないですね。佐渡、寺泊ですか、だからそういうものがないと、ただ北国街道、しかも当初は重関所という案内もなかったんですよ。私重関所ということで取り上げたんですが、それがいわゆる全国でも何か所もない重要な関所だということが分かったんですが、そのあたりもですね、やっぱり関川の関所がこういうことで江戸時代に重要な街道であったり、参勤交代の重要な街道であったりということもやっぱり細かな説明をしないと関川の関所というのは、ただ信濃の国と越後の国の関所だというだけでは、なかなか難しいと思うんです。

それからもう一つ、今関山地区で関山神社宝蔵院が非常にクローズアップされて、市も力を入れていますが、

果たしてあれの歴史というのはじゃどうか。私、この宝蔵院日記しか見ていないですけど、正式には何年頃に造ったか、何年頃になくなったかというのは書いていないですよ。この宝蔵院のなくなったという原因は分かったんですね、これ。明治21年ですかね、ちょっと年号は分かりませんが、明治天皇の北陸の視察といいますか、そのときに宿泊ということで予定したこの別院ですね、大谷の別院が火事になったということで、急遽その材料をどうするかということで、宝蔵院の建物を壊して、大谷別院へ移築したというような記録もあるようですね。ですから、宝蔵院がなくなるというのは明治の恐らく半ばかだというように思います。そんなようなこともきちっとやっぱり宝蔵院の歴史の中で、ですから私宝蔵院の建物の概略とか、図面がないというのはちょっと解せないんですが、そういうことで今宝蔵院の敷地内は構築物は建てられないというようなことらしいんですが、そういうこともですね、やはりどこで調べるかという、やっぱり行政が中心になってその辺の研究をしていかないと、現状では無理なんじゃないかなと思いますし、斐太地区についても鮫ヶ尾城中心の多分団体だと思いますし、じゃ遺跡群をどうするかということもあまりに取り上げられていないと、そんなことも含めてですね、もう少し行政のいわゆる指導力といいますか、ちょっと私は必要ではないかなと思います。

今皆さんは、ボランティアでやられている人が多いと思いますね。それによって、生活がどうのこうのという方ではないので、そんなに自腹を切ってまで知識を深めるということとはなかなか難しい立場だと思うんですが、それを補ってやるのがやっぱり私は行政だと思うんですが、その辺のお考えは教育長どうですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 難しいというふうに思います。先ほどからいろいろ課長が答弁しているとおり、やはり地域の力を十分掘り起こして、そして地域の力を高めていく、エネルギーを高めていくという表現が合うのかもしれませんが、それが第一なんだろうというふうに思いますが、それに伴って、やっぱり専門的な部分については、ある程度学芸員含めて、専門家が入って行って支援をしていく、指導していくということは十分必要なんですね。当然そうだと思います。そこら辺の部分で、学芸員も数限られておりますので、その中で分担をしながらそれぞれ重点地区を回りながら保存策定の中で、ガイドも含めて研修を進めていくということは、スムーズには回ってはいないのかもしれませんが、今後もそれは十分検討してしっかりやっていかなきゃいけないことだというふうに思っています。あわせて、お話しさせていただければ、先ほどから問題になっている地域力というところの部分がすごく大きいというのは間違いないんです。そこに行政がいかに関わっていくかということも間違いないんです。その地域力、地域の方が自分の地域にどの程度誇りを持ちながら、地域をアピールしていくか、プロモーションしていくかというその思いが強くないと、そこら辺もうまく回ってこないんだろうと思います。ガイドも含めてなんですけども。そこに一枚絡んでくるのがやっぱり教育なんだろうというふうに思っていますので、学校教育等々の中でも、かなりの部分で私ここ何年間かの中で、学校教育の中で地域に関わって、地域のことをいろいろ調べていく、そして子供たちがそれを発信していくことができるようになってきているので、徐々にそういう芽が育ってきているんじゃないかなというふうに思っていますので、今後また継続して頑張っていきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そういうことで、その地域の皆さんがどのぐらいのガイド力があるかということが非常にこの事業の重要なポイントだというふうに考えまして、あえてガイドの養成はどうかということで取り上げさせてもらったんですが、今のお話でこの前もちょっとそんなお話ししたと思うんですが、郷土愛はどこから生まれてくるかというようなちょっと抽象的な話で教育長ともやり取りした経過があるんですが、そこだと思うんですよ。しかも、ガイドというのはどのぐらい重要だかという一つの認識、ガイドする方のまた今の団体の皆さんの認識がどこまであるのかということも、これから重要な課題というふうに思っていますので、ぜひ足りないところは行政のほう

でサポート、バックアップをしていただきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 3番につきましては、ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） では、ないようですので、次4番に移ります。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 次に、新聞では11月の16日ですかね、妙高市歴史文化おもてなしたいというのが発足したということでございます。これは、まずこのア)からカ)までありますけども、まずこの組織と行政の立ち位置というのはどういう関係か、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

この妙高歴史文化おもてなしたいにつきましては、市内の9団体の皆様方の民間、地域ですね、そういった皆様方の連絡、連携組織といいますか、ということで一つの協議会として立ち上がったということで、民間団体ということになっておりまして、市といたしましては、それまで様々な皆様方が連携していくという部分でのですね、御相談に応じたり、あるいは現場のですね、視察をし合ったりする部分のですね、そういった部分での調整役、そういったものにも努めてまいっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も歴史文化基本構想活用区域の点と線と面ということで、何回かお聞きしたことがあるんですが、私はこの9団体が自発的に組織されたということは、非常に点と線と面という面では、物すごく重要な位置づけだと私は期待をしております。非常に喜ばしいことだというふうに思います。それもしか、行政主導でなくて、民間で自発的につくったということは、非常にこれは画期的な組織だというふうに思います。ただ、基本構想の中のそういう目標とする位置づけなわけですよ。だから、その辺はやっぱり行政としても、金を出さない、口は出さないでいいのか、金を出すけど口は出さなとか、口は出すけど金を出さないと、いろいろなケースがありますけども、その辺がですね、私は重要なことだと思います。先ほど言った今のこのおもてなしたいのメンバー見ますと、非常に昔から地域のいわゆる歴史とか、文化を守ってきた人たちだというふうに思いますし、関山もそうですけども、斐太の皆さんなんていうのは、私今から20年、もっと前ですかね、実は宮内あの辺の道を通勤場所とした経過があって、随分その前を通過して斐太の神社の前通ったんですけども、毎日毎日軽トラが五、六台止まっているということで、何事かなということでしたんですけど、後から聞きますと、鮫ヶ尾城のいわゆる遺跡保存というような目的があって、毎日それだけの人たちが整備に当たっていたというような経過らしいんですけど、そういうことで非常に重要な組織で、ボランティアでやられたと思うんですが、ただ私もう一つ言えるのは、先ほど言いましたけども、商品として発信できるかというところがこれからの問題だと思うんです。ですから、その辺のサポートをどうしていくか、それにはここに書いてありますけど、カまで取り上げていますけども、組織の目的は今の点から面へということの組織だと思うんですし、ただ現状まだお話を聞きますと、組織というものはまだ完全できていないと。事務局もどこに置くのか、運営の仕方をどうするかというのは、これからだというようなお話を聞いていますけども、そういう組織でもやはり市はこの構想の中の重要な位置づけする組織ですので、どうやってサポート、プロモーションでも、インフォメーションでもそうですけども、どんなようなお考えで、教育長が設立するときに御挨拶していますけども、そのとおりだと思うんですが、今後具体的にどうするかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

御指摘のおもてなしたいにつきましては、11月の16日に発会式ということで、そのときはマスコミの皆さんも来られて、新聞にも掲載をして知っていただいたということで、そのときに会長以下役員が決まっておるんですけども、事務局長につきましては、大字川上の代表者の方がやっただきまして、非常に精力的に動いていただいております。今週の水曜日にでもですね、来シーズンというか、来年のツアーに向けた交通関係の事業者との調整会議をやりたいということで御相談に来ておりますので、そういった部分で私どものほうも担当職員がですね、状況のほう中に入って話を聞きながら、アドバイスなり、指導、助言ができればということでサポートしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうすると、来年の事業がね、何か3回か4回のツアーをやるといことですが、ただそのいわゆるまとめるところはどこでまとめるのか、多分川上の以前の区長さんがやられているところですけども、それだけでいいのか、事務所はどうするのか、事務局はどうするのか、それはやっぱりプロモーションとインフォメーションの一つの重要な場所でありますのでね、その辺はじゃ当局としてどういうサポートをしていくのかというところをちょっとお聞きしたいわけです。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

来年度計画の中では、モニターツアーを5回ほど開催をして、その分析をしていきたいというような計画になっております。御指摘のように、お客様から受けたり、それから発信したり、調整したりというのは、事務局があったり、専属の人間がいなくてなかなかうまく回らないというのは、御指摘のとおりでございます。そういった部分もおもてなしたいの中では課題として挙げられているところがございますので、基本的には現在そのメンバーになっている関山の皆さんのガイドについては、妙高観光ツーリズムマネジメントを通じて、御案内を引き受けるというようなシステムになっているということで、おもてなしたいの事業につきましても、そういった部分で、一緒にワンストップというんですか、そこでやっていただけないかということで、今年の春からですかね、調整のほうはさせていただいている状況だということで認識をしています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つはね、組織はそれとしても、多分9団体どこ見てもそんなに余裕ある団体はほとんどないと思うんです。その運営する資金といいますかね、それはあくまでも民間団体だから、自分たちで運営資金を調達しろという立場なのか、それとも若干の基本構想の中の一団体であるから、多少の補助とか、運営資金の助けをするのか、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

令和3年度のこのおもてなしたいの皆様方の事業計画に基づく予算というのはですね、いわゆる連絡調整のための会費をいただくということで、事業ごとにそれぞれ参加者からの参加費、それから関係する団体からの負担金みたいなものを事業費に充てていきたいというような考え方でいるということで聞いております。私ども市といたしましては、これまでも文化振興等々にですね、市の施策と合致するものであれば、求めに応じて必要な補助、支援をしていくというようなスタイルでございますので、こういったおもてなしたいの皆様方の事業につきましても、市のほうで地域を活性化させて、歴史文化資源を保存活用していく事業だということであれば、そういった部分の支援も考えられるというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それとも一つ、先ほどもありましたけども、いわゆるガイド力、言語力、その辺が前の課題も一緒ですけども、重要な位置づけだと思いますが、今後どのようなお考えか、お伺いしたいと思います。その前に、たしか前に私も地域通訳案内士の質問をしたこともあるんですが、その辺のときは、当局のお考えは、ボランティアでやるというようなお話であったわけですけども、ただ本当のいわゆる歴史文化を忠実に観光ツーリズムに取り入れるとなると、そんなに中途半端な考え方はなかなか難しいので、それらも含めて提案をしたわけですけども、このおもてなしたい、それと協議会としてのいわゆるガイド力とか、言語力はどんなふうなお考えでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

これまでボランティアガイドとしての実績というのは、非常にあるというふうに思っておりますが、旅行商品としてお金を取ってガイドしていくということになると、それなりのパフォーマンスの力であるとか、人の心をつかむ力、そういったものが非常に大事になるんじゃないかということで、これについては、事務局長さんのほうもそういう認識ございますし、私どものほうもそういう認識があるということで、来年の中でですね、どこか有名なガイドさんというんですか、そういったものにお話を聞く機会あるいは視察に行く機会を考えたほうがいいんじゃないかというのは、中で検討させていただいております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 一番手っ取り早い話ですけど、でもせっかく先ほど言ったまなびの杜という歴史文化を教育なり、学んでいる組織がもう過去何年もあるわけですから、そういう人たちの力を借りて、そういうパフォーマンスを学ぶというのが私はまずはそこからじゃないですかね。外部から招聘してというのは、それは一般的にはいいかもしれませんが、じゃ妙高市の歴史文化というのはどうかというと、そこまでは分からないわけですのでね、その辺を私は外部から招聘するというのは、それは非常に手っ取り早いことですし、ただそれには手間暇、金もかかるわけですから、それはそれとして、やっぱりまなびの杜の人たちを利用ということは、ちょっと語弊あるかもしれませんが、協力をいただいてそれぞれやるというのがベターではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鴨井敏英） お答えします。

まなびの杜の受講者というのは市民で、非常に近いところにいるんじゃないかなというふうにちょっと思っています、今までのボランティアガイドをされている方も、いわゆるボランティアガイドですので、ある程度自分たちの知識を伝えるというのはできているというふうには認識していますが、先ほどお話ししたように、ぐっとエンターテイメント性というんでしょうか、そういったものをやっぱり発揮しないと、旅行商品、観光商品としての完結というのではないんじゃないかなというふうには私は思っています、そのためにはやっぱりある程度、こういうことをするのかと、目からうろこが落ちるような、そういった人のパフォーマンスを見せる、実際に体験していただく、教えていただくというようなことが必要んじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうすることで、1つこの中でちょっと私気になったことがあるんですが、関山神社の阿弥陀三尊像、これがこの歴史基本構想の中では、木曾義仲が参拝した時代にといいことであるような気もしますが、宝蔵院日記ではそれから200年ぐらい後の品物だということを書いてあるわけですよ。だから、その辺の私言

うのは、歴史というのはどうかということ、木曾義仲が関山神社に参拝したときの阿弥陀三尊像だというような言い伝えだっただけですが、宝蔵院日記ではそれから200年ぐらい後の鎌倉後期か江戸初期のものだというふうに規定されて、木曾義仲とは関係ないと書いてあるわけです。その辺のですね、歴史のずれ、その辺もやっぱり木曾義仲が何でここに来たかということも一つの大きな、木曾義仲というのはこの辺の有名人物ですよ。源頼朝、義経、これいとも同士ですからね、そういう関係の人です。旧姓が源ですからね、そういうようなこともやっぱり関山神社と関係してくるわけですし、もう一つ言えば、木曾義仲というのは1151年か、52年の生まれだそうです。成長期には、信濃の国を治めていたと。そこから上洛したという経過なんですけど、木曾義仲は平安時代を終わらせた人なんです、歴史からいいますと。平家を討ったという人なんです。鎌倉幕府ができたという、そういう歴史的な人物が関山神社に関係しているということですし、もう一つは杉野沢に八幡大社というのがあるんですけど、八幡大社何で杉野沢にあるかということ、私もちょっと調べてみたら、木曾義仲の4代前の当主が義家という人ですけども、その人が八幡太郎という名前を名のっていたということ、恐らくその人を祭ったのが杉野沢の八幡神社じゃないかなというような臆測ですけど、まだちょっと分かりません。そういうような歴史があるわけですよ。だから、今の関川の関所よりずっと前にもう既に信濃の国と関山神社はつながったということですよ。そういう歴史もあるわけですから、そういう関山神社、宝蔵院の歴史の中で、ちょっと余談になりますけども、そういう歴史もあるということもやっぱり頭に入れて、それこそパフォーマンスでガイドするというのは、私は重要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういう学芸員の皆さんの協力を得ながら、やはりガイド力を含めた地域力を高めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（八木清美） ほかに4番目につきまして質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは以上で終了いたします。

以上で所管事務調査が全て終了しました。

所管事務調査の報告につきましては、調査結果報告書を議長に提出いたします。その後本会議最終日に諸般の報告として報告書の写しが配付されることになっております。なお、報告書につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承お願いいたします。

これにて所管事務調査を終わります。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（八木清美） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題といたします。

閉会中の継続審査（調査）のうち、いわゆる所管事務調査については、委員、執行部いずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

○委員長（八木清美） 以上で本日本日予定しておりました日程は全て終了しましたので、これをもちまして総務文教委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午後 0時51分